

(環境委員会)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの

件(閣承認第二号)(衆議院送付)要旨

本承認案件は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境行政を展開するため、「環境省設置法の一部を改正する法律案」により、環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。